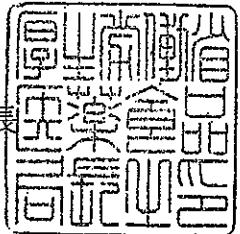


写

薬食発 0714 第 4 号  
平成 23 年 7 月 14 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



### 都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件について

都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件（平成 23 年厚生労働省告示第 202 号。以下「告示」という。）が告示され、平成 24 年 6 月 1 日から適用されることになったので、下記の事項を御了知の上、貴管下関係業者に対する周知徹底をお願いします。

記

#### 1. 告示の趣旨及び概要

都道府県知事の承認に係る医薬部外品について、あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかぎれ用剤及び浴用剤が新たに指定されるとともに、有効成分の種類等が定められたこと。

#### 2. 委任品目の審査の基本的な考え方

今回の改正により、新たに都道府県知事に権限が委任された、あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかぎれ用剤及び浴用剤の製造販売の承認、製造販売の承認事項に係る一部変更承認に関する審査は、告示及び次によるほか、別途発出される審査管理課長通知に定めるところにより行うこと。

(1) あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤及びひび・あかぎれ用剤について



平成 11 年 3 月 12 日付け医薬発第 283 号厚生省医薬安全局長通知「新指定医薬部外品の製造（輸入）承認基準等について」の別添「新指定医薬部外品の製造（輸入）承認基準」（以下「新指定医薬部外品基準」という。）のうち、「あせも・ただれ用剤製造（輸入）承認基準」、「うおのめ・たこ用剤製造（輸入）承認基準」、「かさつき・あれ用剤製造（輸入）承認基準」、「カルシウム剤製造（輸入）承認基準」、「のど清涼剤製造（輸入）承認基準」、「ビタミン含有保健剤製造（輸入）承認基準」及び「ひび・あかぎれ用剤製造（輸入）承認基準」によること。

なお、新指定医薬部外品基準において、「製造（輸入）承認」とあるものは、「製造販売承認」と読み替える。

## （2）浴用剤について

平成 10 年 3 月 24 日付け医薬発第 293 号厚生省医薬安全局長通知「浴用剤製造（輸入）承認基準等について」の別紙「浴用剤製造（輸入）承認基準」（以下「浴用剤基準」という。）によること。

なお、浴用剤基準において、「製造（輸入）承認」とあるものは、「製造販売承認」と読み替える。

## 3. 留意事項

（1）あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかぎれ用剤及び浴用剤であっても、それぞれ告示で定める事項に適合しない医薬部外品に該当するものの製造販売承認は、従来どおり厚生労働大臣により行われるものであること。

（2）あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤及びひび・あかぎれ用剤の承認申請書の添付資料については、平成 11 年 3 月 12 日付け医薬発第 286 号厚生省医薬安全局長通知「新指定医薬部外品の製造又は輸入の承認申請に際し添付すべき資料について」によること。

（3）浴用剤の承認申請書の添付資料については、昭和 55 年 5 月 30 日付け薬発第 700 号厚生省薬務局長通知「医薬部外品等の製造又は輸入の承認申請に際し添付すべき資料について」及び平成 11 年 7 月 26 日付け医薬発第 893 号厚生省医薬安全局長通知「医薬部外品等の製造又は輸入の承認申請に際して添付すべき資料について」によること。

（4）上記（2）及び（3）に掲げる通知において「製造又は輸入の承認」は、「製造販売承認」と読み替えること。

#### 4. その他

平成 24 年 5 月 31 日までに申請のあった、あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかぎれ用剤及び浴用剤の製造販売承認については、なお従前の例による。



(号外)

独立行政法人国立印刷局

○都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件(同一〇一)

省 令

〔官庁報告〕

官庁事項

平成二十二年度第四・四半期予算使用

の状況(内閣)

平成二十二年度第四・四半期国庫の状況(同)

官 告

〔公 告〕

〔省 令〕  
日 次

- 雇用対策法施行規則及び社会保障労務士法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働七五)

〔告 示〕

〔告 示〕

- 雇用対策法施行規則及び社会保障労務士法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働七五)
- 旧重要美術品等の保存二関スル法律の規定により認定された物件を重要文化財に指定する件並びに旧重要美術品等の保存二関スル法律の規定による認定を取り消す件(文部科学九八、九九)
- 有形文化財を重要有形文化財に指定する件(同一〇〇、一〇六)
- 重要文化財に有形文化財を追加して重要文化財に指定する件(同一〇七、一一〇)
- 重要文化財の員数を改める件(同一一一、一二三)
- 有形文化財を登録有形文化財に登録する件(同一一四、一五)
- 旧重要美術品等の保存二関スル法律の規定による認定を取り消す件(文化厅四一)
- 労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件(厚生労働二〇一)

○

△

○厚生労働省令第七十五号  
雇用対策法(昭和四十一年法律第二百三十二号)第十五条に基づき、雇用対策法施行規則及び社会保障労務士法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働大臣

細川 律夫

平成二十三年六月二十七日

第一条 雇用対策法施行規則(昭和四十一年厚生労働省令第二百三十二号)の一部を改正する省令

(雇用対策法施行規則の一部改正)

附則第七条の次に次の二条を加える。

(雇用促進計画を活用した雇用に関する援助)

第八条 職業安定機関は、平成二十三年八月一日から平成二十七年三月三十日までの間、個人又は法人が、当該個人又は法人により作成された労働者の雇入れを促進するための計画(以下この条において「雇用促進計画」という。)を提出してその確実な実施を図るために援助を求めたときは、法第十五条に規定する雇用に関する援助として、当該個人又は法人に対する必要な助言その他の措置を行わなければならない。

職業安定機関は、前項の雇用促進計画に係る援助を行う場合には、次に掲げる事項を考慮して、これを行わなければならない。

一、雇用促進計画の始期における個人又は法人に雇用されている労働者の数

二、雇用促進計画における労働者の雇入れの数、時期等に係る目標

三、雇用促進計画の終期における個人又は法人に雇用されている労働者の数

四、雇用促進計画の期間の初日から起算して一年前の日から当該雇用促進計画の期間の末日までの間ににおける個人又は法人の都合による労働者の解雇(天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能になったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により行つたものを除く。)の有無

五、前各号に掲げるもののほか、労働者の雇入れを促進するために必要な事項

三、職業安定機関は、個人又は法人からの求めがあつた場合には、第一項の雇用促進計画の達成状況について確認し、当該雇用促進計画の期間の終了後、当該個人又は法人の雇入れの促進に資するよう、必要な助言その他の措置を行わなければならない。この場合において、職業安定機関は、当該個人又は法人からの求めに応じて、当該雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類その他の雇入れの促進に資する書類を交付することができる。

4、雇用促進計画及び前項の雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類は、様式第五号によることができる。

(社会保険労務士法施行規則の一部改正)

第二条 社会保険労務士法施行規則(昭和四十三年厚生労働省令第一号)の一部を次のように改正する。

別表(第一項関係)第二十五号の次に次の二号を加える。  
二十五の二、雇用対策法施行規則(昭和四十一年厚生労働省令第二百三十二号)に係る申請等 附則第八条第一項の雇用促進計画の提出及び同条第三項の雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類の交付の申込み

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

20082	メタクリル酸=1-エチルシクロヘキサン-1-イソブチル・メタクリル酸=6-ジアノ-5-オキソ-4-オキソトリシクロ[4.2.1.0.3.]ノナン-2-メタクリル酸=2-(6-ジアノ-5-オキソ-4-オキソトリシクロ[4.2.1.0.3.]ノナン-2-メタクリル酸)・メタクリル酸=3-ヒドロキシトリアリオキシジクロ[3.3.1]デカシ-1-メタクリル酸=1-メチル-1-メチル共重合物・メタクリル酸シクロヘキシル・(メタクリル酸=2-ヒドロキシエチル・ヘキサン-6-ラクトン重付加物)・2-(メタクリロイルオキシエチル)エチル(トリメチル)アンモニウム・クロリド共重合物	9-2558
20084	メタクリル酸=テトラヒドロフラン-2-イソブチル・メタクリル酸=3-エチルオキセタン-3-イソブチル	8-(4)-1818
20085	メタクリル酸=メタクリル酸シクロヘキドロフラン-2-イソブチル・メタクリル酸=2-ヒドロキシエチル共重合物	9-2560
20086	メタクリル酸・メタクリル酸=2-エチルヘキシル・メタクリル酸ベンジル共重合物のメタクリル酸=2・3-エチルキシプロピル付加物	9-2561
20087	メタクリル酸・メタクリル酸シクロヘキシル・メタクリル酸=トリシクロ[2.3.3]-エチルキシプロピル付加物	9-2562
20088	メタクリル酸・メタクリル酸=2・3-エチルキシプロピル付加物のメタクリル酸=2・3-エチルキシプロピル付加物	9-2563
20089	メタクリル酸ビニル・メタヌルホン酸=(3R)-3-メタキシデシルジル=2-メチルウレタンデカシ-1-イリデン)アミノ]安息香酸メチル=2-[2-メチルウレタンデカシ-1-イリデン)	2-(6)-1877
20090	(3S)-3-メチルアゼチシン-1,2-ジカルボン酸=1-ベンジル=2-tert-ブチル	2-(6)-1878
20091	2-[2-メチルウレタンデカシ-1-イリデン)アミノ]安息香酸メチル=2-[(2-メチルウレタンデカシ-1-イリデン)アミノ]	8-(1)-3638
20092	2-[2-メチルウレタンデカシ-1-イリデン)アミノ]安息香酸メチル=2-メチル-2-イソブチル	4-(7)-2356
20093	4-メチル-2-(トリシクロ[3.3.1.1]デカシ-1-イソブチル)フェノール	7-(2)-274
20094	trans-4-(4-メチルフタルニル)-trans-4-(ベンタ-3-エシ-1-イソブチル)-1,1'ビシクロヘキサン-3-エン-1-イソブチル	7-(3)-863
20095	trans-4-メチル-4-(4-メチルシクロヘキサ-3-エン-1-イソブチル)-1,1'ビシクロヘキサン-3-エン-1-イソブチル	7-(3)-864
20096	6-ブメチル-2-(4-メチルシクロヘキサ-3-エン-1-イソブチル)の水素添加反応生成物	3-(4)-690
20097	4-メチル-2-トキシボリ(オキシ)[3-[(2-アミノメチル)エチル]アミノ]ブロピル(メトキシ)シランジイル/オキシ(メトキシ)(メトキシ)シランジイル	10-2673
20098	1-(1-4-メチルヒペラヘキサン-4-ニトロフェニル)ビペリジン-4-2-(2-メトキシブフェニル)-2-メチル-6-(トリシクロ[3.3.1.1]デカシ-1-イソブチル)	8-(2)-2342
20099	2-[2-メトキシブフェニル-2-メチル]アミノメチル-4-メチル-6-(トリシクロ[3.3.1.1]デカシ-1-イソブチル)	7-(2)-275
20100	4-メタノール	7-(3)-865
20101	4-メタノードアニリン	7-(3)-866
20102	4-ヨードアニリン	4-02-879
20103	N-(4-ヨードフェニル)ビリミジン-2-アミン	8-(2)-2343
20104	リチウム-ビス(フルオロスルホニル)アミド	1-(3)-386
20105	〔両末端にイソシアナート基を有する(2,2'-オキジシシアノ)二ヒキサノ-6-ラクトン〕ヘプタン-2-5(又は2-6)・ジメチルジシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-5(又は2-6)・ジメチルラクトン付加物のアクリル酸=2-ヒドロキシエチル及びヘキサン-6-リソ酸タンゲスタン酸ジコニウム	10-2674
20106		1-(3)-387

○厚生労働省認定新規医薬品  
業事法施行令(昭和31年政令第11号)第八十条第一項第六項の規定に據て、新規医薬品の承認に係る医薬部外品(平成六年厚生省告示第百九十四號)の一部を次の如く改正する。平成二十六年六月一日から適用する。ただし、同日前に申請のあつたあせむ・ただれ用剤、うおのめ・たん用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかれ用剤及び浴用剤の製造販売の承認については、なお従前の例による。

平成二十三年六月二十七日

厚生労働大臣 畑川 健太

第七項の次に次の八号を加える。

八 あせむ・ただれ用剤(あせむ・ただれの改善を図るために翻案された外用剤であつて、外用液又は軟膏剤の剤型のもの)

イ 有効成分の種類

イ 含有する有効成分の種類は、別表第九の有効成分名の欄に掲げるものとする。

八 有効成分の配合割合

(1) 別表第九の(1)に掲げる有効成分は含有せねばならぬこと。

(2) 別表第九の(2)に掲げる有効成分は含有せねばならないこと。

(3) 別表第九の(3)に掲げる有効成分は含有せねばならないこと。

(4) 別表第九の(4)に掲げる有効成分は含有せねばならないこと。

八 有効成分の分量

(1) 各有効成分の最大濃度は、別表第九の有効成分名の欄に掲げる有効成分の含有量とされ回表の最大濃度の欄に掲げる濃度とする。当該有効成分の含有量と回表の最大濃度を除して得た数値の和が1を超えてはならない。

(2) 別表第九の(1)に掲げる有効成分の最小濃度は、当該有効成分の含有量と回表の最大濃度を除して得た数値の和が1を超えてはならない。

(3) 別表第九の(2)に掲げる有効成分の最小濃度は、当該有効成分の含有量と回表の最大濃度を除して得た数値の和が1を超えてはならない。

(4) 別表第九の(3)に掲げる有効成分の最小濃度は、当該有効成分の含有量と回表の最大濃度を除して得た数値の和が1を超えてはならない。

八 効能及び効果

九 効能及び効果の範囲が、あせむ・ただれの緩和、防止にかかる。

九 有効成分の種類

イ 有効成分の種類は、含有する有効成分の種類は、かつホルム酸といふ。

口 有効成分の分量

口 有効成分の分量は、かつホルム酸といふ〇ペーチハムバウム〇ペーチハムバウムの範囲内である。

八 効能及び効果

八 効能及び効果の範囲が、のせるの、たじらわい。

十 かさつき・あれ用剤(供足のためかさつき又はあれの改善を図るために翻案された外用剤であつて、軟膏剤の剤型のもの)

イ 有効成分の種類

イ 含有する有効成分の種類は、別表第十の有効成分名の欄に掲げるものとする。

口 有効成分の配合割合

口 別表第十の(1)に掲げる有効成分の配合は、各区分の上記とされなければならない。

## 八

(1) 別表第十のIに掲げる有効成分は含有されなければならない。

(2) 別表第十のIに掲げる有効成分の濃度は、一〇パーセントとする。

(3) 別表第十のII、III又はIVに掲げる各有効成分の最大濃度は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の最大濃度の欄に掲げる濃度とする。

(4) 別表第十のII、III又はIVに掲げる各有効成分の最小濃度は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の最大濃度の欄に掲げる濃度の十分の一の濃度とする。

## 二 効能及び効果

效能及び効果の範囲は、手足のかさつき又はあれの緩和とする。

カルシウム剤(妊娠授乳期、発育期又は中高年期におけるカルシウムの補給に用いることを目的として、一種以上のカルシウムを主体とし製造された内用剤であつて、カプセル剤、顆粒剤、散剤、錠剤又は内用液剤の剤型のもの)

イ 有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、別表第十一の有効成分名の欄に掲げるものとする。

口 有効成分の配合割合

別表第十一のIに掲げる有効成分は含有されなければならない。

別表第十一のIVのB項に掲げる有効成分の配合は一種とし、同表のIVのE項に掲げる有効成分の配合は二種までとする。

ハ 有効成分の分量

各有効成分の一日最大分量及び一日最小分量は、別表第十一の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の一日前最大分量の欄及び一日最小分量の欄に掲げる量とする。

別表第十一のIに掲げる有効成分を二種以上配合する場合又は同表のIVのE項に掲げる有効成分を二種配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならず、かつ、それぞれの一日最小分量で除して得た数値の和が一以上でなければならない。

二 効能及び効果

效能及び効果の範囲は、妊娠授乳期、発育期又は中高年期のカルシウムの補給とする。

口 喉清涼剤(喉の不快感の改善を目的として製造された内用剤であつて、トローチ剤又はドロップ剤の剤型のもの)

イ 有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、別表第十二の有効成分名の欄に掲げるものとする。

ハ 有効成分の分量

各有効成分の一日最大分量及び一日最小分量は、別表第十三の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の一日前最大分量の欄及び一日最小分量の欄に掲げる量とする。

別表第十三のI、II又はIIIに掲げる有効成分は含有されなければならない。

別表第十三のIV又はVに掲げる有効成分の配合は、二種までとする。

口 有効成分の配合割合

別表第十三のIからVまで、IXのB項又はXのC項若しくはJ項に掲げる有効成分の配合は、各区分又は各項ごとにそれぞれ一種とする。

別表第十三のIVに掲げる有効成分の配合は、二種までとする。

ハ 有効成分の分量

各有効成分の一日最大分量及び一日最小分量は、別表第十三の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の一日前最大分量の欄及び一日最小分量の欄に掲げる量とする。

別表第十三のIV又はVに掲げる有効成分を同一区分内若しくは同一項目内で二種配合する場合又はXのE項に掲げる有効成分を同一項目内で二種以上配合する場合には、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならず、かつ、それぞれの一日最小分量で除して得た数値の和が一以上でなければならない。

二 効能及び効果

效能及び効果の範囲は、滋養強壮、虚弱体質、肉体疲労・病中病後の体力低下・食欲不振又は胃腸障害・栄養障害・発熱性消耗性疾病・妊娠授乳期又は産前産後等の栄養補給とする。ただし、別表第十三のIV又はVに掲げる有効成分を配合する場合には、妊娠授乳期又は産前産後の栄養補給を效能及び効果としない。

イ 有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、別表第十四の有効成分名の欄に掲げるものとする。

口 有効成分の配合割合

別表第十四のIに掲げる有効成分の配合は、一種とする。

別表第十四のIIに掲げるd-カナルフル及びd-カナルフル又はL-メントール及びL-メントールをそれぞれ同時に配合してはならない。

別表第十四のIIIのA項、B項及びD項に掲げる有効成分の配合は、各項ごとにそれぞれ一種とする。

別表第十四のIIに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの(二の二)において「メントール・カンフル主剤製剤」という)には、同表のIIIのA項に掲げる有効成分を配合してはならない。

## 二 効能及び効果

效能及び効果の範囲は、たん及び喉の炎症による声がれ・喉のあれ・喉の不快感・喉の痛み・喉の腫れとする。ただし、別表第十二のIに掲げる有効成分のいすれか一種が配合されていない場合には、たんを效能及び効果としない。

十三 ビタミン含有保健剤(滋養強壮、虚弱体質等の改善及び肉体疲労等の場合における栄養補給に用いることを目的として、一種以上のビタミンを主体とし製造された内用剤であつて、カプセル剤、顆粒剤、丸剤、散剤、錠剤又は内用液剤の剤型のもの)

## イ 有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、別表第十三の有効成分名の欄に掲げるものとする。

## 口 有効成分の配合割合

別表第十三のIからVまで、IXのB項又はXのC項若しくはJ項に掲げる有効成分の配合は、各区分又は各項ごとにそれぞれ一種とする。

## ハ 有効成分の分量

各有効成分の一日最大分量及び一日最小分量は、別表第十三の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の一日前最大分量の欄及び一日最小分量の欄に掲げる量とする。

## 二 効能及び効果

效能及び効果の範囲は、滋養強壮、虚弱体質、肉体疲労・病中病後の体力低下・食欲不振又は胃腸障害・栄養障害・発熱性消耗性疾病・妊娠授乳期又は産前産後等の栄養補給とする。ただし、別表第十三のIV又はVに掲げる有効成分を配合する場合には、妊娠授乳期又は産前産後の栄養補給を效能及び効果としない。

## イ 有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、別表第十四の有効成分名の欄に掲げるものとする。

## 口 有効成分の配合割合

別表第十四のIに掲げる有効成分の配合は、一種とする。

別表第十四のIIに掲げるd-カナルフル及びd-カナルフル又はL-メントール及びL-メントールをそれぞれ同時に配合してはならない。

別表第十四のIIIのA項、B項及びD項に掲げる有効成分の配合は、各項ごとにそれぞれ一種とする。

別表第十四のIIに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの(二の二)において「メントール・カンフル主剤製剤」という)には、同表のIIIのA項に掲げる有効成分を配合してはならない。

口 有効成分の配合割合

別表第十二のI又はIIに掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとにそれ同表の一日最大分量の欄に掲げる有効成分の配合量の下限は、当該有効成分ごとにそれ同表のIに掲げる有効成分の配合量の十の一分の量とする。ただし、たんを效能及び効果とするためには、同表のIに掲げる有効成分ごとにそれ同表の一日前最大分量の欄に掲げる量の二分の一以上が含有されなければならない。

別表第十二のIIIに掲げる有効成分の配合量の下限は、当該有効成分ごとにそれ同表のIに掲げる有効成分ごとにそれ同表の一日前最大分量の欄に掲げる量の二分の一の量とする。ただし、たんを效能及び効果とするためには、同表のIに掲げる有効成分ごとにそれ同表の一日前最大分量の欄に掲げる量の二分の一とする。

(5) 別表第十四のIのA項に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの(二の②)において、「クロルヘキシジン主剤製剤」という。には、同表のIのB項、IIIのA項、C項、D項若しくはE項、V又はVIに掲げる有効成分を配合してはならない。

#### 八 有効成分の分量

別表第十四に掲げる有効成分を主体として配合する場合、その最大濃度及び最小濃度は、それ同表の甲の最大濃度の欄及び最小濃度の欄に掲げる濃度とする。

別表第十四に掲げる有効成分を主体以外の有効成分として配合する場合、その最大濃度及び最小濃度は、それぞれ同表の乙の最大濃度の欄及び最小濃度の欄に掲げる濃度とする。

#### 二 効能及び効果

(1) メントール・カンフル主剤製剤の効能及び効果は、ひび、しもやけ及びあかぎれとする。

(2) クロルヘキシジン主剤製剤の効能及び効果は、ひび、あかぎれ、すり傷及び乾燥とする。

(3) 別表第十四のIIのA項及びB項に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの(ビタミンA E主剤製剤)の効能及び効果は、ひび、しもやけ、あかぎれ及び手足のあれの緩和とする。

#### 十五 治用剤(浴槽中に投入して用いられる外用剤)

#### イ 有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、別表第十五の有効成分名の欄に掲げるものとする。

#### ロ 有効成分の配合割合

別表第十五のIに掲げる有効成分は含有されなければならない。

(2) 別表第十五のIIに掲げる有効成分は、合計で七十バーセント以上配合されなければならない。

(3) 別表第十五のIIIに掲げる有効成分のうち一種は、二十五バーセント以上配合されなければならない。

#### ハ 有効成分の分量

各有効成分の配合量の範囲は、別表第十五の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の配合量の範囲の欄に掲げる量とする。

#### 二 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、あせも、荒れ性、打ち身、くじき、肩の凝り、神経痛、湿しん、しもやけ、痔、冷え症、腰痛、リウマチ、疲労回復、ひび、あかぎれ、産前産後の冷え症及びにきびとする。

#### 別表第八の次に次の七表を加える。

別表第九

B項	A項	IV 区分	III 区分	II 区分	I 区分	有効成分名		最大濃度 (%)
						酸化亜鉛 カラミン イソプロピルメチルフェノール d-カランフル	ビタミンA油 dl-カランフル トコフェロール	
酢酸トコフェロール トコフェロール						○・五%	○・五%	二五〇〇国際単位パークランム

別表第十

V 区分	A項 B項	有効成分名		最大濃度 (%)
		I 区分	II 区分	
C項 エルゴカルシフェロール パンテノール	クロタミン アラントイン イクタモール グリチルリチン酸二カリウム グリチルレチン酸	一 二 一・五 〇・五 〇・五	一一 一 一 一 一	一〇〇〇国際単位パークランム
D項 パントノール	(注) ビタミンA油の最大濃度は、ビタミンAに換算した量である。	一	一	一

II		I	区分	IV				
				A項	B項	C項	D項	
アセニヤク ウイキョウ		オウヒ カンゾウ キキョウ シャゼンシ シャゼンソウ セネガ	ヨクイニン ウルソデスオキシコール酸	(注) 1 クエン酸カルシウム、グルコン酸カルシウム 乳酸カルシウム、無水リン酸水素カルシウム、リン酸水素カルシウム、ボレイ末及び石決 明(アワビ芯)の一日最大分量及び一日最小分量は、カルシウムに換算した量である。 2 リン酸リボフラビンナトリウムの一日最大分量及び一日最小分量は、リボフラビンに換 算した量である。 3 アスコルビン酸カルシウム及びアスコルビン酸ナトリウムの一日最大分量及び一日最小 分量は、アスコルビン酸に換算した量である。 4 工キスの場合の量は、原生薬に換算した量である。	リボフラビン リボフラビンナトリウム 塩酸ビリドキシン シアノコバラミン アスコルビン酸カルシウム アスコルビン酸ナトリウム アスコルビン酸 アスコルビン酸カルシウム アスコルビン酸ナトリウム	リボフラビン リボフラビンナトリウム 二二mg 二二mg	二二mg 二二mg	一〇mg 一〇mg
				V				
				I項	H項	G項	F項	
粉末の場合	二	工キスの場合	一〇g	六〇mg	一六〇mg	一〇〇mg	一〇〇mg	
粉末の場合	三	工キスの場合	一g	三〇mg	一〇mg	五〇mg	五〇mg	
粉末の場合	四	工キスの場合	〇・三g	一〇mg				

別表第十二

(注) 1 クエン酸カルシウム、グルコン酸カルシウム  
乳酸カルシウム、無水リン酸水素カルシウム、リン酸水素カルシウム、ボレイ末及び石決  
明(アワビ芯)の一日最大分量及び一日最小分量は、カルシウムに換算した量である。  
2 リン酸リボフラビンナトリウムの一日最大分量及び一日最小分量は、リボフラビンに換  
算した量である。  
3 アスコルビン酸カルシウム及びアスコルビン酸ナトリウムの一日最大分量及び一日最小  
分量は、アスコルビン酸に換算した量である。  
4 工キスの場合の量は、原生薬に換算した量である。

II  
粉末の場合  
二III  
工キスの場合  
三

II		I	区分	III			
				A項	B項	C項	D項
アセニヤク ウイキョウ		オウヒ カンゾウ キキョウ シャゼンシ シャゼンソウ セネガ	ヨクイニン ウルソデスオキシコール酸	(注) 1 工キスの場合の量は、原生薬に換算した量である。	ハツカ油 ユーカリ油	ニンジン 一メントール	カロニン ケイヒ ショウキョウ ソウハタヒ チクセツニンジン チンピ
粉末の場合	二	工キスの場合	一〇・二五	二二mg	二二mg	一〇・〇九	二二mg
粉末の場合	三	工キスの場合	一	二二mg	二二mg	一〇・〇〇〇九	二二mg
粉末の場合	四	工キスの場合	一	二二mg	二二mg	一〇・〇九	二二mg
粉末の場合	五	工キスの場合	〇・一四	二二mg	二二mg	一〇・〇九	二二mg

別表第十三

II  
粉末の場合  
二III  
工キスの場合  
三IV  
工キスの場合  
四V  
工キスの場合  
五VI  
粉末の場合  
六

X		IX				VII		VIII		VI		V		IV		III	
A項	D項	C項	B項	A項	B項									I項	J項	B項	A項
ウム	レーアスパラギン酸	葉酸	ビオチン	バントテン酸カルシウム	バントテン酸カルシウム	アスコルビン酸	アスコルビン酸	塩酸ヒドロキソコバラミン	酢酸ヒドロキソコバラミン	ヒドロキソコバラミン	ヒドロキソコバラミン	コハク酸d-α-トコフェロール	コハク酸d-α-トコフェロール	エルゴカルシフェロール	強肝油	肝油	リシン酸ピリドキサール
ム	L-アスパラギン酸ナトリウム	二〇〇mg	一〇〇mg	二〇〇mg	一一五mg	二〇〇mg	三〇mg	六〇mg	五〇〇mg	六〇mg	六〇mg	一〇〇mg	一〇〇mg	一〇〇mg	一一〇〇	二〇〇	一〇mg
しー	アスパラギン酸マグネシウム	二〇〇mg	一一〇mg	一一〇mg	一一〇mg	一一〇mg	五mg	五mg	五〇mg	五〇mg	五〇mg	五〇mg	五〇mg	五〇mg	一一〇〇	二〇〇	二mg

J項	I項		K項	XII(生薬)
	カフェイン	ムコンドロイチン硫酸ナトリウム		
無水カフェイン	九〇〇mg	五〇mg	イノシトール	チヨウジ
グリチルリチン酸	一〇〇mg	二〇mg	グリチルリチン酸	チニビ
グルコン酸ナトリウム	五mg	一〇mg	チオクト酸	トウキ
炭酸マグネシウム	一二五mg	二〇mg	デヒドロコール酸	トシシ
チオクト酸	五mg	〇・五mg	バントイン	トチュウ
チオクト酸アミド	一五mg	一・二mg	ルチン	ニクジョコウ
デヒドロコール酸	一五mg	一・五mg	アセニヤク	アセニヤク
バントイン	五mg	〇・五mg	ウイキョウ	エゾウコギ
ルチン	六〇mg	一・五mg	エゾウコギ(エレウテロコッ	ク)
アセニヤク	五粉 昭	四五〇	オウセイ	オウセイ
ウイキョウ	五粉 昭	四五〇	加工ダイサン(オキソアミジ	加工ダイサン(オキソアミジ
エゾウコギ(エレウテロコッ	五粉 昭	四五〇	ガラナ	ガラナ
ク)	五粉 昭	四五〇	カンゾウ	カンゾウ
オウセイ	五粉 昭	四五〇	ケイヒ	ケイヒ
加工ダイサン(オキソアミジ	五粉 昭	四五〇	コウジン	コウジン
ガラナ	五粉 昭	四五〇	サフラン	サフラン
カンゾウ	五粉 昭	四五〇	サンザシ	サンザシ
ケイヒ	五粉 昭	四五〇	ショウキョウ	ショウキョウ
コウジン	五粉 昭	四五〇	ショウキョウ	ショウキョウ
サフラン	五粉 昭	四五〇	ショウキョウ	ショウキョウ
サンザシ	五粉 昭	四五〇	ショウキョウ	ショウキョウ
ショウキョウ	五粉 昭	四五〇	ショウキョウ	ショウキョウ
ショウキョウ	五粉 昭	四五〇	セイヨウサンザシ	セイヨウサンザシ
セイヨウサンザシ	五粉 昭	四五〇		

(注)

1 括弧内の量は、一回最大分量である。	2 1 硝酸ビスチアミンの一回最大分量及び一日最小分量は、チアミンジフルフィドに換算した量である。	3 チアミンジセチル硫酸エステル塩の一回最大分量及び一日最小分量は、硝酸又は塩酸チアミンに換算した量である。	4 アミンに換算した量である。アミンに換算した量は、塩酸チアミン及びベンフオチアミンの一日最大分量及び一日最小分量は、塩酸チアミン及びベンフオチアミンに換算した量である。	5 塩酸フルスルチアミンの一回最大分量及び一日最小分量は、フルスルチアミンに換算した量である。	6 フラビンアデニジヌクリオチドナトリウムの一回最大分量及び一日最小分量は、フラビンアデニジヌクリオチドに換算した量である。	7 リン酸リボフラビンナトリウムの一回最大分量及び一日最小分量は、リボフラビンに換算した量である。	8 酢酸レチノール、バルチミン酸レチノール、ビタミンA油、肝油及び強肝油の一回最大分量及び一日最小分量は、ビタミンAに換算した量である。	9 エルゴカルシフェロール及びコレカルシフェロールの一回最大分量及び一日最小分量は、ビタミンDに換算した量である。	10 コハク酸dl-α-ヘキソースカルシウムの一回最大分量及び一日最小分量は、コハク酸dl-α-ヘキソースカルシウムに換算した量である。
---------------------	---	--	---	---	--	---	--	---	--

E項	D項	C項	B項	A項	区分		有効成分名		最大濃度	甲
					I	II	B項	A項		
エルゴカルシフェロール	塩酸ビリドキシン	リボフラビン	酢酸トコフェロール	ビタミンA油			d—カルソプロビルメチルフェノール	塩酸クロルヘキシジン	○・一%	
ジバルチミン塩ビリドキシン	—	—	—	パルチミン酸レチノール			d—メントール	液グロコン酸クロルヘキシジン	○・一%	
—	—	—	—	—	—	—	d—カナル	塩酸クロルヘキシジン	○・一%	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	乙
グローバム位○バ国際	○・一%	○・一%	○・四%	—	—	—	—	—	—	
ラム位○バ国際	○・一%	○・一%	%○・○○一	—	—	—	—	—	—	

11	塩酸ヒドロキソコバラミン及び酢酸ヒドロキソコバラミンの一日最大分量及び一日最小分量は、ヒドロキソコバラミンに換算した量である。
12	アスコルビン酸カルシウム及びアスコルビン酸ナトリウムの一日最大分量及び一日最小分量は、アスコルビン酸に換算した量である。
13	クエン酸カルシウム、グリセロリン酸カルシウム、グルコン酸カルシウム、炭酸カルシウム、沈降炭酸カルシウム、乳酸カルシウム、リン酸水素カルシウム及び無水リン酸水素
14	カルシウムの一日最大分量及び一日最小分量は、カルシウムに換算した量である。
15	クエン酸鉄アンモニウム及びフマル酸第二鉄の一日最大分量及び一日最小分量は、カルシウムに換算した量である。
16	トコフェロールの使用部位は、葉である。
17	トコフェロールの使用部位は、葉である。

I	区分		有効成分名	配合量の範囲(%)	VI	V	IV
	D項	V					
塩化カリウム	ユーカリ油	—	—	—	—	—	—
塩化マグネシウム	—	—	—	—	—	—	—
セスキ炭酸ナトリウム	—	—	—	—	—	—	—
炭酸水素ナトリウム	—	—	—	—	—	—	—
炭酸ナトリウム	—	—	—	—	—	—	—
乾燥炭酸ナトリウム	—	—	—	—	—	—	—
炭酸ナトリウム(無水)	—	—	—	—	—	—	—
チオ硫酸ナトリウム	—	—	—	—	—	—	—
無水チオ硫酸ナトリウム	—	—	—	—	—	—	—
硫酸マグネシウム	—	—	—	—	—	—	—
硫酸カルシウム	—	—	—	—	—	—	—
炭酸カルシウム	—	—	—	—	—	—	—
乾燥硫酸アルミニウムカリウム	—	—	—	—	—	—	—
硫酸アルミニウムカリウム(乾燥)	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1 塩酸クロルヘキシジン及びグルコン酸クロルヘキシジン液の最大濃度及び最小濃度は、それぞれの濃度のグルコン酸クロルヘキシジンに換算した量である。  
 2 塩酸レチノール、パルチミン酸レチノール及びビタミンA油の最大濃度及び最小濃度は、ビタミンAに換算した量である。